

# 琴平町障がい者福祉計画

第5期障がい者福祉計画及び  
第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画

【概要版】

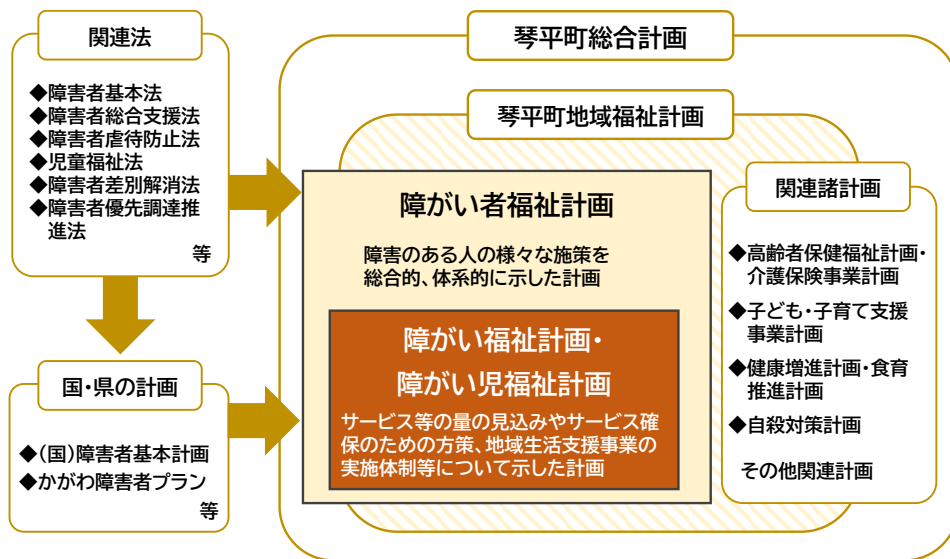
令和6年3月

# 1 計画策定の趣旨

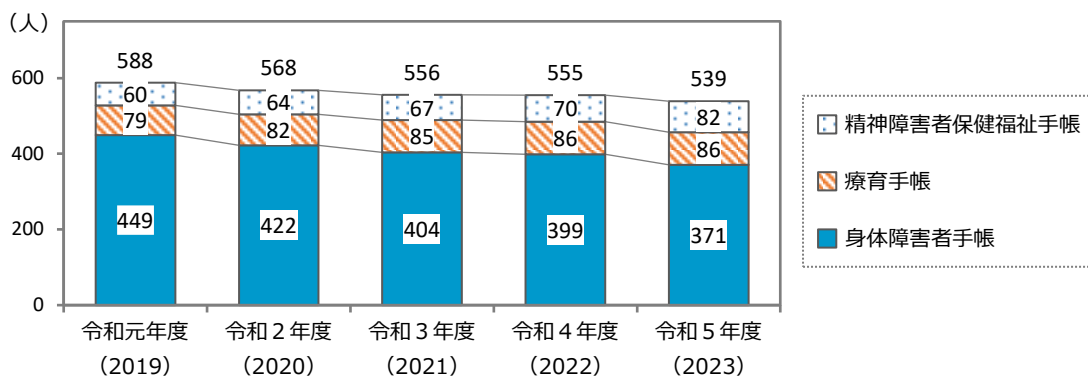
近年、障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化し、障がいのある人を取り巻く状況が変化していることから、国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を始期とする「琴平町障がい者福祉計画（第5期障がい者福祉計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を策定します。

# 2 計画の位置づけと期間

- 「障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がいのある人への支援や施策全般の理念、基本的な方針等を定める計画です。
- 「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。
- 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的とする計画です。
- 「障がい者福祉計画」の期間については、令和6年度～令和11年度までの6年間とします。
- 「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」の期間については、令和6年度～令和8年度までの3年間とします。



# 3 障がい者手帳所持者数の推移

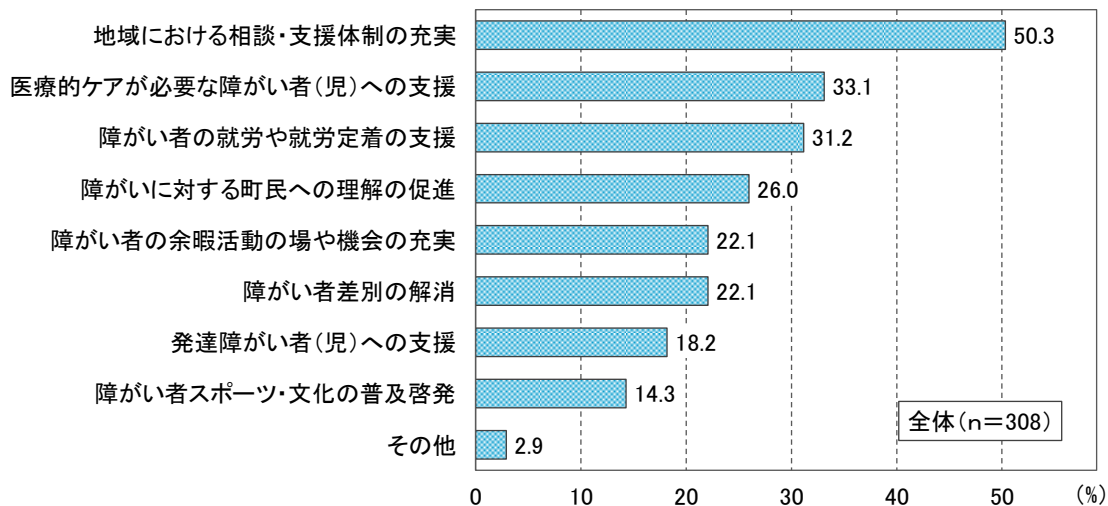


資料：琴平町（各年度4月1日現在）

## 4 アンケート調査結果による住民意識

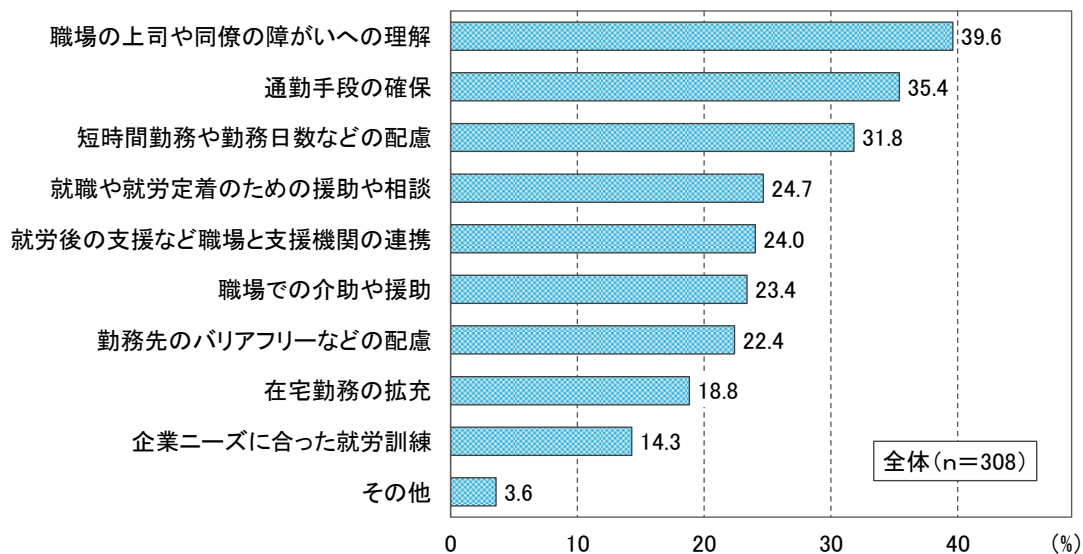
本計画を策定するにあたり、障がい福祉サービスの利用実態や障がいに関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。

### ■障がい福祉に関して優先すべき町の施策



・町の施策について、相談・支援体制の充実を求める意見が最も多く、また医療的ケア体制の充実や就労に関する事等、あらゆる面で施策の充実を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

### ■就労支援として必要なこと



・就労支援として必要なことについて、職場の理解、通勤手段の確保、勤務への配慮等の割合が高くなっています。障がいのある人への正しい理解と環境整備を進め、障がいのある人も個性を生かした就労ができるように努める必要があります。

## 5 基本理念と基本目標

### 基本理念

だれもが互いに尊重され、  
ともにいきいきと安心して暮らせるまち

以下の3つの基本目標を設定し、障がいのある人に対する様々な施策を展開します。

#### 基本目標1

#### いきいきと活動できるまち

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲を持つ障がいのある人が障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労に、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の確保に取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

また、地域で自分らしく活動できるよう、生涯学習や、スポーツ・レクリエーション活動、文化・芸術活動等を促進するとともに、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化や移動手段の確保等により社会参加しやすいまちづくりを進めます。

#### 基本目標2

#### 多職種協働で支えるまち

障がいの原因となる疾病等の予防および早期発見・早期対応に努めるとともに、生涯にわたってライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わる様々な関係機関と連携を図ります。

また、障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて、必要とする教育・療育等の充実を図り、子どもたちの将来を見据えた健やかな成長につながるよう取り組みます。

さらに、障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた福祉サービスの充実に努めます。

#### 基本目標3

#### 思いやり、尊重しあうまち

障がいのある人がいつまでも地域で自立しながら暮らし続けられるためには、地域で共に暮らす町民の様々な障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠です。そのため、全ての町民を対象として障がいや障がいのある人への理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進のための福祉教育を推進します。

また、障がいのある人が安心して生活できる環境が確保されるよう、防犯・防災体制の強化や権利擁護の推進に努めるとともに、関係機関等と連携した見守りにも取り組みます。

## 6 施策の展開

### 基本目標1 いきいきと活動できるまち

#### 施策項目

1-1 就労の促進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進
1-2 多様な社会参加の促進	(1) 生涯学習の推進 (2) スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動への参加の促進 (3) 円滑なコミュニケーションへの支援 (4) 移動支援の充実 (5) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

### 基本目標2 多職種協働で支えるまち

#### 施策項目

2-1 保健・医療の充実	(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保 (2) 心と体の健康づくりの推進 (3) 地域医療体制の充実
2-2 保育・特別支援教育の充実	(1) 障がい児保育・就学前教育の充実 (2) 特別支援教育の充実
2-3 福祉サービスの充実	(1) 在宅生活への支援の充実 (2) 日中活動への支援の充実 (3) 居住の場への支援の充実 (4) 相談支援の充実

### 基本目標3 思いやり、尊重しあうまち

#### 施策項目

3-1 啓発・教育の推進	(1) 啓発の推進 (2) ふれあいの促進 (3) 福祉教育の推進
3-2 権利擁護の推進	(1) 虐待防止の推進 (2) 権利擁護事業の推進 (3) 選挙等における配慮
3-3 安心なまちづくりの推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 見守りネットワークの推進

## 7

## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

項目		目標値 (令和8年度)	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数	1人	
	施設入所者数の削減見込	1人	
(2) 地域生活支援の充実	地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備	1か所（圏域内）
		コーディネーターの配置人数	1人
		運用状況の検証・検討	6回／年
	●強度行動障がい有者に対する支援体制の充実 令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関する支援ニーズを把握するとともに、関係機関と連携し、その支援体制の整備について検討を進めます。		
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数	移行支援事業	2人
		就労A型	1人
		就労B型	1人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	50% (1か所)
	就労定着支援事業の利用者数		1人
	就労定着率	就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	25% (1か所)
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置		1か所（圏域内）
	保育所等訪問支援を実施する事業所数		3か所（圏域内）
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数		1か所（圏域内）
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数		1か所（圏域内）
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1か所（設置済）
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		2人以上
(5) 相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置		1か所
	基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保		確保
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制		1回／月
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>●障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や、その他の研修に対して、町職員が参加するように努めます。</p> <p>●障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制づくりに努めます。</p> <p>●指導監査結果の関係市町村との共有 県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の結果について、関係自治体と共有する体制づくりに努めます。</p>		

## 8 障がい福祉サービス等の見込み

### ■障がい福祉サービスの見込み

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系サービス	居宅介護	人/月	24	25	26
		時間/月	343	317	293
	重度訪問介護	人/月	1	1	1
		時間/月	32	32	32
	同行援護	人/月	5	5	4
		時間/月	115	115	115
行動援護	人/月	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居住系サービス	自立生活援助	人/月	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	11	11	11
	(うち重度障がい者)	人/月	0	0	0
	施設入所支援	人/月	9	10	10

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援	計画相談支援	人/年	88	89	90
	地域移行支援	人/年	0	0	0
	地域定着支援	人/年	0	0	0

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中活動系サービス	生活介護	人/月	24	24	24
		人日/月	439	441	444
	(うち重度障がい者)	人/月	10	10	10
		人日/月	215	223	230
	自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	就労選択支援	人/月	—	0	0
	就労移行支援	人/月	1	1	1
		人日/月	22	23	23
	就労継続支援 A型	人/月	6	8	10
		人日/月	115	139	167
	就労継続支援 B型	人/月	19	21	24
		人日/月	285	315	349
	就労定着支援	人/月	1	1	1
	療養介護	人/月	5	6	6
		人日/月	27	28	29
	短期入所 (福祉型)	人/月	5	5	5
		人日/月	27	28	29
(うち重度障がい者)	人/月	2	2	2	
	人日/月	10	10	10	
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	
(うち重度障がい者)	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	

### ■障がい児支援の見込み

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人/月	7	7	8	
	人日/月	45	51	57	
放課後等デイサービス	人/月	13	13	14	
	人日/月	120	121	121	
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	
障がい児相談支援	人/年	16	16	16	
医療的ケア児等 に対する関連分野の 支援を調整するコ ーディネーターの 配置	人	2	2	2	

## ■地域生活支援事業の見込み

必須事業											
項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有		自立生活支援用具	件/年	1	1	1	
相談支援事業	障がい者相談支援事業（一般相談）	か所	2	2		2	在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無		有	情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無		有	排泄管理支援用具	件/年	395	406	418
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1		住宅改修費	件/年	0	0	0	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有		手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	人	1	1	1	
意思疎通支援事業	人/年	3	4	4		移動支援事業	人/年	19	18	17	
	回/年	20	19	19			時間/年	1,056	1,015	974	
						地域活動支援センター	か所	9	9	9	
					人/年		21	22	24		

任意事業										
項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日中一時支援事業	人/年	4	4	4	その他の事業	自動車運転免許取得費補助事業	人/年	0	0	0
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1		自動車改造費助成事業	人/年	0	0	0

## 9 計画の推進体制

障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

発行：琴平町  
 編集：住民福祉課  
 〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10  
 TEL：0877-75-6723 FAX：0877-75-6721  
 発行年月：令和6年3月